告　示

○内　閣　府
七三―国家戦略特別区域計画の変更を認定した件　二五　二
七六
七七　租税特別措置法施行令第二十五条の十三第十五項の規定に基づき内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件等を定める件の一部を改正する件　三〇　133　一七
内閣府、総務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省
○財務省
一　水銀含有再生資源の管理に関する命令第二条の規定に基づく事由及び主務大臣が定める期限を定める件　一二　特74　二
内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省
○財務省
九　対内直接投資等に関する命令第三条の二第三項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件の一部を改正する件　一五　三
一〇　命令第三条第三項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件の一部を改正する件　一五　四
内閣府、総務省、財務省、厚生労働省、経済産業省
○財務省
一　株式会社地域経済活性化支援機構支援基準の一部を改正する告示　一九　121　四六
○公正取引委員会、消費者庁
四　特定保健用食品の表示に関する公正競争規約を認定した件　二四　二
○国家公安委員会、総務省、文部科学省、国土交通省
一　移動等円滑化の促進に関する基本方針　一八　120　六
○個人情報保護委員会
八　個人情報の保護に関する法律第五十条第一項の規定に基づき、認定個人情報保護団体から認定業務の廃止の届出があった件　三〇　七
○金　融　庁
二七　金融商品取引法施行令第一条の十七の二の規定に基づき金融庁長官が指定する商品を定める件及び顧客分別金信託について信託することができる有価証券等を指定する件の一部を改正する件　一〇　二
二八　連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件等の一部を改正する件　一二　二
二九　金融商品債務引受業の対象取引から除かれる取引及び貸借を指定する件の一部を改正する件　一七　三
三〇　本庁監理金融商品取引業者等を指定する件の一部を改正する件　二四　四
三一　銀行法施行令第十七条の二第一項から第三項までの規定を適用しない金融庁長官の権限等を定める件の一部を改正する件　二九　二
三二　銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準等の一部を改正する件　二九　131　六
三三　銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準第二条ただし書（同告示第五条第一項において準用する場合を含む。）に規定する金融庁長官が別に定める比率　二九　131　一九
三四　銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準第二条ただし書及び銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社等の経営の健全性を判断するための基準として定める総損失吸収力及び資本再構築力に係る健全性を判断するための基準であって銀行の経営の健全性の判断のために参考となるべきもの第一条第十一号ただし書に規定する金融庁長官が別に定める比率　二九　131　一九
三五　最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準第二条ただし書及び金融商品取引法第五十七条の十七第一項の規定に基づき最終指定親会社が最終指定親会社及びその子法人等の経営の健全性を判断するための基準として定める総損失吸収力及び資本再構築力に係る健全性の状況を表示する基準第一条第十一号ただし書に規定する金融庁長官が別に定める比率　二九　131　二〇
三六　信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の補完的